

# 朝鮮民主主義人民共和国の通貨、金融

武 藤 守 一

は し が き

朝鮮科学院の招待により、一九五七年十一月一日から二十六日まで北朝鮮に滞在し、その間に科学院はじめ各方面から一方ならぬ御配慮にあずかったことを、まず感謝しなければならない。

私は主として朝鮮民主主義人民共和国の解放後から社会主義建設に邁進しつつある現在までの通貨金融の現状を視察するというのが目的であった。その結果として、この資料が出来たのである。その多くは科学院から提供されたものであるが、あるいは私が整理する

過程で事実と誤ったことにした箇所が出来たかも知れないことを恐れる。

これは全くの資料で、私見は殆んど加えていない筈である。これを基礎にし、その他の文献を参考にし、一文を書こうと努めながら、朝鮮を離れてからも中国の各大学を訪れ、そこにも整理すべき多くの問題があり、さらに欧州に向おうとしている現在では、一文を書くことは帰国後にあきらめねばならない。

それにしても、北朝鮮の実情のよくわかっていない現在、資料のままに発表するのも無駄ではないと考え、欧州に向う途上から原稿を送ったのである。

## 第一、中央銀行

### 一、北朝鮮中央銀行の設立

一九四五年八月十五日の解放当時、北朝鮮の各地には多くの支店銀行が散在していた。しかし、当時における、これらの金融機関は、日本帝国主義による朝鮮経済収奪のために存在していたのであり、したがってそのような目的を達するように体系づけられていたのであった。

解放直後、このような植民地的金融体系を是正すると同時に、民主的な財政を確立し、産業の建設に寄与することの出来るように金融体系を組織するため、一九四六年一月十五日付で北朝鮮中央銀行を創設された。それは当時の北朝鮮駐屯ソヴェト軍第二十五軍団司令部の命令によって組織されたものであり、当時の資本金は一億円であった。同銀行は一九四六年一月二十日から業務を開始した。その業務の主要内容は北朝鮮の

産業、運輸、通信、商業に対する貸付と既存金融機関に対する指導であった。このようにして、北朝鮮には新しい金融体系ができたのである。

北朝鮮臨時人民委員会は一九四九年十月二十九日第一〇三号決定により、北朝鮮中央銀行と北朝鮮に存在していて国有化された朝鮮銀行（本店は京城）、朝鮮殖産銀行、朝鮮商業銀行、朝興銀行、朝鮮貯蓄銀行および東京に本店を置く安田銀行などの各支店、合計五十八カ所を基礎にして、新しい北朝鮮中央銀行を創立した。<sup>(1)</sup> 当時の資本金は五億円であった。

北朝鮮中央銀行は、その後における人民経済の発展にしたがい、北朝鮮における唯一の経済的中枢機関、唯一の貸付機関として、さらに貨幣流通の中心機関として、重大な業務を引継ぐことになったので、このような業務と使命を充分に果たすためにも、また人民の便宜を図る見地からも、支店網を急速に拡張することが緊急の問題となった。<sup>(2)</sup>

かくして、同銀行は毎年一定の方針と計画の下に、各市郡に店舗を増設し、強化して来た。また、同銀行は最初北朝鮮人民委員会に直屬していたが、朝鮮民主主義人民共和国の樹立と同時に、財政省に直屬することになった。

(1) 解放前の金融機関は、一九四六年八月十日の「産業交通、運輸、通信、銀行等の国有化に関する法令」によって国有化されたのである。

(2) 北朝鮮中央銀行の業務内容は広汎にわたり、発券銀行として貨幣の発行および通貨の調節、現金出納に関する業務、国家銀行として国庫および地方金庫の出納に関する業務、貯金・為替・決済の業務、唯一の短期金融機関として国家・協同組合・企業に対する貸付業務、対外取引の決済業務などである。

## 二、貨幣制度の改革と貨幣価値の安定

北朝鮮における貨幣制度の改革は自主的な財政金融の土台を確立し、民族経済を發展させると同時に、人民の物質的生活水準を向上させるために必要で

あり、その目的を達するため一九四七年十二月一日北朝鮮人民委員会第三〇号により実施された。

貨幣制度改革の目的を再言すれば、

- ① 朝鮮民族の自主的な貨幣制度を確立すること、
- ② 国内に唯一の貨幣制度を確立すること、
- ③ 国家の自主的な財政金融的基礎を創設すること
- ④ 南朝鮮から価値の低落した貨幣が流入するのを阻止し、また偽造貨幣の発生を防止すること、
- ⑤ 貨幣の価値を高め、低物価政策を実施する基本的条件をつくること、
- ⑥ 人民経済の發展を促進し、民族経済の土台を鞏固にし、人民の生活と文化の水準を向上させること、などである。

貨幣の交接によつて、各機関およびその他の団体が必要以上に巨額の現金を保有しているという事実が現われ、暴利を貪る奸商たちが流通貨幣の膨脹を奇貨として市場物価を暴騰させていたという事実が現われ

た。そこで、かかる状態を是正するため、北朝鮮人民委員会は一九四八年一月三日第九十四号により、経済機関その他が必要以上に死蔵している現金を回収凍結した。

また貨幣交換の当時、民間貯金の支払は、奸商たちの跳梁を抑制防止するために、一九四八年二月十九日決定第一一四号により、各貯金者を五等級に分け、それに基いて個別的な支払限度を決定した。

貨幣改革により、日本帝国主義支配時代に発行した朝鮮銀行券および解放直後発行されたソ同盟軍司令部の軍票は、すべて交接され、新たに一円券、五円券、十円券および百円券の四種の北朝鮮銀行券が発行された。この銀行券は北半部全域において、公的私的に無制限に通用する唯一の貨幣となった。

しかし一円未満の小額紙幣および硬貨は、その後も継続して流通することが許された。したがって、完全に単一な貨幣制度は、一九四九年五月十四日内閣決定

第五〇号が發布され、同年五月十六日から北朝鮮中央銀行により法的に無制限な通用力をもった十五銭、二十銭、五十銭の小額紙幣が発行され、解放前に日本銀行によつて発行された一切の補助貨幣が無効と決定されて、はじめて完成されたのである。

北朝鮮中央銀行券は中央銀行の所有する貴金屬およびその他の財産、さらに共和国政府によつて保証されている。貨幣交換後における通貨調節は正常的に実施され、貨幣の回転率は上昇し、銀行券の増発を必要としなくなった。貨幣価値が高まるにつれて物価は低下し、人民の生活は安定するに至った。すなわち貨幣交換前の一九四七年十一月を一〇〇として、一九四九年十月の平壤市小売物価指数は六七、一%に低下した事実によつても証明される。

一九五二年十二月には商品価格が一五・二〇%低下し、さらに一九五三年七月には人民の生活必需品価格の引下が行われ、それに関連して一般市場価格も漸次

低下した。この結果は、勤労者たちの実質賃金を高め  
人民の物質的福利の増進をもたらし、同時に貨幣の購  
買力を一層高めることとなった。

一九五三年七月一日から五四年六月三十日までの一  
年間においては、流通貨幣量は却つて収縮した。すな  
わち中央銀行の回収した貨幣総額は放出した貨幣総額  
の一〇四、九％に達したのである。貨幣回収の最も大  
きな要素は商品販売収入で、それは総現金収入の六八、  
三％を占める。現金収入の一項目である観覧収入並に  
施設利用収入も増大し、一九五三年第二、四半期を一  
〇〇として、一九五四年第二、四半期は一七九、三％  
である。現金支出の一項目である賃金支出は、同一期  
間に一三九％であつた。賃金支出は総現金支出の二  
八、九％を占める。

戦時中もその価値を堅固に維持し得た朝鮮民主主義  
人民共和国の貨幣は、戦後さらにその価値を鞏固にす  
ることができた。一九五五年中に、流通面から銀行が

回収した貨幣量は、放出した貨幣量の一〇三、二％で  
あつた。回収面における商品販売収入は全回収額の六  
六、六％（一九五五年）であり、支出面における賃金  
支出は全支出額の三一、一％（一九五五年）であつた。  
それらの収入および支出を五四年度と比較すれば、商  
品販売収入は一一九、六％に、賃金支出は一二七、九  
％に増大した。

一九五六年には収買資金の放出、勤労者に対する賃  
金の引上げによつて現金支出が相当増大したにもかか  
わらず、国営ならびに協同組合商業の増大と施設利用  
収入の増大とにより、貨幣流通は健実に進んだ。北朝  
鮮中央銀行に収納された貨幣総額のうち、国営ならび  
に協同組合商業網を通じて収納された比率は、一九四  
九年が四八、二％、五三年が六六、七％、五六年が七  
〇、二％であつた。

かくして北朝鮮における貨幣流通は健実であり、労  
働者の実質賃金は引き続き向上した。



工業部門	111.2%
重工業部門	140.7
炭工業	114.1
石炭工業	155.3
金屬工業	289.1
機械工業	124.3
化学建材部門	112.9
化学工業	263.5
セメント工業	119.4
建材工業	160.4
輕工業部門	157.4
紡織工業	305.3
日用品工業	116.4
農業部門	119.5
商品流通部門	111.3
計	

貸付金総額	109.3%
重工業	141.8
金屬工業	138.9
機械工業	192.2
化学建材工業	104.2
化学工業	103.8
建材工業	106.0
輕工業	215.4
紡織工業	194.0
食品工業	106.0
農商	201.8
業業	66.6

經理狀況が著しく改善され、商品の回轉速度が促進され、たことを示しているのである。

一九五五年度の一年間における北朝鮮中央銀行の貸付残高は次のように増大している。これは中央銀行の貸付金が人民經濟の復興建設のために、特に社会主義建設の骨幹となる重工業部門に重点的に投資され、さらに輕工業部門および農業部門にも投資されていることを示している。

人民の購買力増加にともない、商品流通が顯著に増加しているにもかかわらず、商品部門に対する中央銀行の貸付残高が却って減少しているのは、商業機關の

一九五四年と五六年の戦後人民經濟復興發展三カ年計画の実施のために、人民經濟各部門における資金の需要は著しく増加し、それに応じて北朝鮮中央銀行の短期貸付額も急激に増加した。すなわち、一九五三年末を一〇〇として、一九五四年末には一三三、六%に、五五年末には一三七、五%に、五六年末には二〇四、六%というように継続的に増加し、特に重工業に対する投資は一九五三年を一〇〇として、五六年には二三二、四%に増大した。人民の生活向上のため、輕工業

部門と水産部門ならびに流通部門に対する貸付も増加した。

## 第二、建設資金銀行

### 一、設立の事情

解放後、国家基本建設投資に対する資金供給および決済業務は北朝鮮中央銀行が兼ねて遂行して来たが、基本建設投資の規模が年々増加するに伴い、これに対する資金供給および財政的統制という事業においても、特別な組織が要求されるに至った。

かくして、共和国内閣は一九五〇年一月二十五日内閣決定第二十三号「国立建設資金銀行設置に関する決定書」に依り、国家機関および国营企業所の基本建設投資に対する資金供給を実施し、同時にその資金の正確且つ合理的な利用、工事計画の期間内完遂、建設費の最大限の節約および建設企業所の独立採算制強化のために、また財政的統制を強化するために国立建設投資

資金銀行を設置し、同年四月一日からその業務を開始するに至った。

### 二、組織および組織法

本銀行の組織原則は、内閣決定第二十三号「国立建設資金銀行設置に関する決定書」（一九五〇年二月二十五日付）と内閣決定第六十号「国立建設資金銀行に関する規定」（一九五六年六月八日付）に規定されている。

上記の決定に立脚した本銀行の組織原則は、大略次の如くである。

(一) 本銀行は基本建設を遂行する各国営および協同団体機関、企業所（農業協同組合を除く）などに対する建設資金を不返還の原則で供給し、決済事業と短期貸付を組織的に行う共和国の特殊銀行である。したがって、上記機関などに対し、国家予算および自己資金から交付する建設資金は、その用途にしたがい、正確に供給し、諸般の決済事業を正確迅速に行い、短期貸



(四) 専門建設機関などの固定財産の大補修に要する資金を供給し、これに附帯する一切の決済事業を組織的に執行する。

(三) 基本建設資金の供給に関連して、次の統制を実施する。

イ、計画、設計、財政および決済規律の遵守と銀行が供給した資金の合目的利用

ロ、価値低下という課題の完遂および超過完遂

ハ、労賃基金の正確な利用

ニ、建設組立作業、探査作業およびその他の作業に対する唯一の評価価格の遵守と、遂行した工事に

正確な引受と引渡

ホ、内部資源の動員利用

(四) 計画により資金供給源泉として予定された自己建設資金の積立と、これに附帯する統制を実施する。

(五) 独立採算制建設機関などの建設用資材、飼料、燃料などの季節的貯蔵と、建設機械および運輸手段の

大補修に対する短期貸付を実施する。  
(六) 基本建設用輸入機資材、施設品に対する決済事業と、これに附帯する短期貸付を実施する。

	工業	農業	運輸	文化、流通	地予	方算	計
1951年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
52	247.1	281.0	262.7	126.1	220.4	230.7	230.7
53	726.4	334.1	244.7	254.8	400.2	400.0	400.0
54	1.654.1	678.6	578.3	482.2	906.8	909.8	909.8

(註) 1954年度は6月30日現在で、1951年度上半期との対比である。

(七) 上述の事業を遂行

するために建設機関などに対する財政検閲および現地調査事業を実施し、遂行された事業に対する技術的検査を行い、制定された順序と財政規律に違反した場合には相応の制裁を加える。

建設資金銀行の部門別資金供給情況は上の如くである。

一九五五年には基本建設部門に対する投資は一

151.3	額業産化
194.3	資水
211.3	投資業
130.9	総工農文

九五四年を一〇〇として上のよう  
に増大した。その投資額中に工業・農  
林水産部門の占める比率は一九五四  
年には四八、八%であったが、五五  
年には六六、一%に増大した。これ  
は社会主義建設の骨幹となる重工業  
部門と農業部門の同時的な、しかも急速な発展が資金  
面から促進されていることを示している。

一九五四と五六年度の戦後人民経済復興発展三カ年計  
画により、一九五六年における建設資金銀行の資金供  
給は増大し、そのうち重工業部門が全体の四〇、五%  
、軽工業並びに農業水産建設部門が二〇、三%を占め、  
重工業の優先と軽工業と農業を同時に発展させるとい  
う共和国政府の経済政策が依然として採られているこ  
とが示されている。

一九五六年度の建設機関に対する建設資金銀行の短  
期貸付総額は一九五六年度資金供給総額の五、四%を

占める、専門建設機関に対する各種短期貸付は、その  
総額の四五%を占め、専門建設機関が急速に強化発展  
しつつあることを示している。

### 第三、朝鮮農民銀行

#### 一、設立の事情

解放後、共和国北半部においては歴史的な土地改革  
が実施された結果、過去において生産力発展の桎梏と  
なっていた半封建的土地所有関係と小作制が撤廃さ  
れ、勤労農民的土地所有関係に基いた農村経済の自由  
なる発展の道が開かれるに至った。<sup>(1)</sup>

かくの如く、北朝鮮の数百万勤労農民たちは、地主  
による奴隸的封建的搾取関係から永遠に解放されて、  
土地の真の主人となったのである。しかし数多くの貧  
農と雇傭農たちは農業生産の基本的生産手段たる土地  
はもらったが、自己経理を自主的に運営し、自己の経  
済状態を急速に改善向上させるために必要な資金的援

助を受ける道が保証されていなかったし、農村における封建的搾取形態たる高利貸業者たちの蠢動は除去されていなかった。

土地改革直後に形成された、かような農村経済経営上の問題点の解決は、必然的に数百万勤労農民たちの切実なる要求となった。これはただ人民生活の改善向上とその繁栄を基本としている朝鮮労働党と共和国政府によってのみ解決でされたことである。

このような党と政府の指導により、一九四六年四月一日北朝鮮臨時人民委員会布告第三号は、協同的信用機関の性格をもった農民銀行の創設を布告し、一九四六年五月一日からその業務を開始するに至ったのである。

農民銀行の組織面については、協同的信用機関としての農民銀行に付与された任務の特殊性から出発して、銀行の管理運営においても株主議員制度（その後は株主代表制度）を確立し、株主たちの民主主義的な

要求と意思が即時に銀行事業に反映できるようにした。かようにして創立当初から民主主義的中央集権的原則により運営するように組織された。

店舗網の布置、機構組織については、創立当初より、従来あつた金融組合の店舗網をそのまま引継いだために、その当時までに共和国北半部に存在した金融組合およびその支所に殆んど近似的な数字をもつて事業を開始した。すなわち中央には本店を置き、各道には総支店、市郡には支店、面所在地には出張所（現在は廃止）を設けた。かような事業体系の下で、農民銀行は民主主義的指導体系を確立した。一方共和国財政省の指導と統制を受けながら、北朝鮮における銀行の国家的独占体系に編成され、管理運営されている。

農民銀行の基本的事業は内閣決定第二百二十二号により、次の如く規定されている。

(一) 農民（漁民）の経済状態を向上させる目的で、彼等に融資による援助を提供すること、この事業にお

いては常に貧農民（零細漁民）たちの経済的發展のため  
の融資事業へ特別な関心をおくのである。

(四) 勤労農（漁）民たちで組織された農村（漁村）  
生産協同組合およびその他の協同的経済団体に融資の  
援助を与える。

(三) 人民の貯蓄と株金増募の方法により、農民およ  
び漁民たちの余裕資金を貯金として広汎に動員するこ  
と。

以上によつて明白に知られる如く、農民銀行は農民  
たち、特に貧農たちを農村の高利貸的搾取から解放さ  
せて、彼等の生活安定と生産的土台を強化させ、その  
生産發展を期するよう融資的援助を与えることであ  
る。

これと同時に貸付資金の需要を充足するために必要  
な資金源を積極的に増大させ、人民たちの蓄積を高  
めるための重要な手段である貯金事業を農民大衆の中  
に広汎に展開し、農民大衆に協同經理の優越性を直接

体験させ、集団主義的思想を實際生活を通じて注入さ  
せ、農民たち自らが社会主義へ行く過程、すなわち  
農業協同化の過程に行くように影響と援助を与えるの  
である。

この外に農民銀行は、共和国銀行体系の一環として  
多くの店舗網を利用して、国内為替業務を取扱い、中  
央銀行がない地方においては、国庫金収納事務、その  
他一連の中央銀行代理業務を取扱う事業を担当遂行す  
る。

農民銀行は本店を平壤に置き、各道人民委員会所在  
地に総本店、各郡人民委員会所在地に支店、その他の  
重要地点に出張所を置いた。

## 二、資本金の構成

北朝鮮農民銀行の資本金は三億円とし、これを三〇  
〇万株に分け一株の金額を一〇〇円とした。資本金の  
構成は、農民およびその他住民たちの現金出資と解放  
前の北朝鮮に布置されていた金融組合および金融組合

連合会の所有した一切の財産（建物、什器、残余現金）をもつて構成されている。資本金の内容を見れば、次の如くである。

農民およびその他住民たちの現金出資	七七、六%
旧金融組合財産を引受けた現物出資	二二、四%

三、業務関係の実績は次の如くであつて、急速に発展しつつあることを数字が示している。

1 貸付および貯金残高

	貸残	付高	個人貯金 残高
1946年	100		100
50	292		340.5
56	887		1877.3

一九五二年および五三年上半期における貸付金の用途別比率は次の如くである。役員資金貸付が圧倒的部

2 貸付利率については極めて簡単で、次の二種があるのみである。

	1952年	1953年 上半期
施設資金	10.4	6.0
灌漑資金	71.0	72.1
養豚資金	9.7	14.7
農具資金	3.6	3.8
その他	0.3	3.4
計	100.0	100.0

3 貯金利率についても極めて簡単で、次の二種があるのみである。

農業協同 組合貸付	6% (年利)
個人貸付	9 (〃)

普通貯金	3% (年利)
定期貯金	4 (〃)

一九五三年下半期から一九五四年上半期に至る貸付額の九七％は貧農または零細漁民に対する貸付で、そ

の内訳は次の如くである、

金	53.4%
資	10.9
畜	4.3
養	5.0
豚	16.7
農	9.7
具	100.0
設	
水	
揚	
農	
そ	
の	
他	
計	

一九五四年上半期の貸付総額を一九五〇年上半期に比較すれば二八六、九%、そのうち個人貸付は四四八、二%に増大し、農業協同組合への貸付額は一九五三年上半期に比較すれば一九五四年上半期は七六四、五%に激増した。

一九五四年から五六年にかけて、農業銀行の農業協同組合に対する貸付残高は急速に増大し、それは一九五四年を一〇〇として、一九五五年は三三三、九%であった。農民銀行の全貸付金中に占める比率についてい

えば一九五五年十一月には八、六%であったが、五六年十一月には五三、五%に増大した。これは農村の社会主義改

	農 協	個 人	計
1954年	14.4	83.7	100.0
55年	88.3	11.7	100.0
56年	87.0	13.0	100.0

		農 業	畜 産	副 業	住 宅	そ の 他	計
		生 産	産	漁 業			
1954年	農 協	21.2	71.4	6.6	0.8	—	100.0
	個 人	29.1	64.7	2.0	4.2	—	100.0
	計	27.4	64.4	2.6	3.6	2.0	100.0
1955年	農 協	15.4	77.4	6.9	—	—	100.0
	個 人	23.9	61.5	0.1	14.5	—	100.0
	計	16.4	75.8	6.1	1.7	—	100.0
1956年	農 協	21.7	68.5	9.8	—	—	100.0
	個 人	17.2	55.7	0.8	26.3	—	100.0
	計	21.0	66.9	8.7	3.4	—	100.0

造を目的とする政策に順応し、その組織的経済発展のために寄与すること大なるものがあつた。それは右の数字が明瞭に示している。同時にこれは五四年以後、農村の集団化、社会主義化が急速に進んでいることを

も示している。(2)

農民銀行の農協、個人別並びに用途別貸付状況は前表の如くである。

(1) 北朝鮮における土地改革は、一九四六年三月五日「北朝鮮土地改革に関する法令」によって行われたのである。解放前においては、全農家の六、八%に過ぎない地主が全耕地面積の五八、八%を占め、全農家の五〇%は小作人であった。しかるに、この土地改革によって、貧農に二二、三八七町歩、土地のない小作人に六〇三、四〇七町歩、土地の少ない自小作人に三四五、九七四町歩が分配され、彼等が次第に中農に発展し得る基本的条件が与えられたのである。

(2) 農民の協同組合への組織化は急速に進み、一九五六年末現在の農業協同組合数は一五、八二五に達し、それには全農家の八〇、九%が加入し、その作付面積は全耕地面積の七七、九%を占めるまでに至った。

#### 第四、郵便貯金

##### 一、郵便貯金の組織状況

共和国内閣では、住民たちの貯蓄熱意が非常に昂揚するに鑑み、貯金取扱網を一層拡張するため、一九五七年八月一日から郵便貯金を取扱うことにした。

郵便貯金は中央に中央貯金局を置き、原簿を備え置き、利子計算、証拠書類監査など一切の業務を担当し、地方郵便局等では貯金の受入れ支払の業務を担当する。したがって郵便貯金はどの郵便機関にでも貯金し、あるいは払戻すことができるようになっていた。

##### 二、郵便貯金の種類および利率

郵便貯金には次のような四種類がある。

(一) 普通貯金、年三%、この貯金は何時でも貯金あるいは払戻すことができる。

(二) 定期貯金、年四%、この貯金は三ヶ月以上の期間を設定し、一件当り千円以上の金額を貯金し、期限満了後に払戻す。

(三) 生活向上貯金、年四%、この貯金は六ヵ月乃至

一年の期間を設定し、その期間内に毎月定期的に一定の金額を積立て、期間満了後に払戻す。

(四) 抽籤付普通貯金、この貯金は普通貯金と同じであるが、ただ利子が付かず、その代りに毎分期中に抽籤を実施し、当選貯金者へ当籤金を支払う。

一等	平均残高の	100%
二等		50%
三等		20%

当籤金は一、〇〇〇〇口  
当り、一等二個、二等二  
個、三等二十五個である。

当籤金の決定は、その貯金者の、その分期中の平均残

高に対し、上の如き比率で支払う。

### 三、資金運用方法

受入れた貯金をもつて貯金の払戻資金に充当し、その残額は国家銀行に預入れ、資金の必要に応じて引出し、貯金の支払源泉に充当する。

逓信省は銀行から年四、五%の利子を受け、当該貯金者たちの利子を支払い、差額は逓信収入の源泉とする。